

「流通ビジネスメッセージ標準」「流通BMS」 文字商標使用規程

2009/10/2

(財)流通システム開発センター
流通システム標準普及推進協議会

第1条（目的）

「文字商標使用規程」（以下、「本規程」という。）は、財団法人流通システム開発センター（以下、「センター」という。）が登録した文字商標について適正な使用方法を定め、もって流通BMSの普及に資することを目的とする。

第2条（定義）

本規程に定める文字商標とは以下の商標を指す。

「流通ビジネスメッセージ標準」

登録番号 : 登録第 5247432 号
登録日 : 平成 21 年 7 月 10 日
指定分類 : 第 9 類、第 16 類、第 41 類、第 42 類

「流通BMS」

登録番号 : 登録第 5247433 号
登録日 : 平成 21 年 7 月 10 日
指定分類 : 第 9 類、第 16 類、第 41 類、第 42 類

第3条（文字商標の使用）

文字商標を使用する者は、その使用に際し以下の各号に定める事項を遵守しなければならない。

1. 文字商標を使用した媒体にセンターの商標である旨を説明する但書を付与する。
2. 文章やホームページの表題、タイトルに使用する場合は、文字商標の末尾に“®”（registration Symbol／商標登録マーク）を付与するよう努める。

第4条（商標権、知的財産権）

1. 文字商標の商標権はセンターが保有する。
2. センターは商標権、特許権、ノウハウその他の知的財産権に関する何らかの権利を文字商標の使用者に与えるものではない。
3. 文字商標は、センターが特別に許諾した場合を除き、いかなる団体の団体名、製品名、サービス名、商標、ロゴの一部（または全部）として使用することはできない。
4. 文字商標を団体の保有する製品、サービスを説明する肩書きとして使用する場合は前項の限りではない。
5. センターは、文字商標が不正に使用された場合には、文字商標の使用許諾の取り消しその他必要な法的措置をとることができる。